

平成26年第10回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日 時 平成26年10月1日(水) 午後15時00分～15時45分
3・場 所 有田町庁舎 第4・5 会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件)
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(1件)
議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について
その他 農地パトロールについて

5・出席者

| 議席番号 | 出 | 欠 | 委員名 | 議席番号 | 出 | 欠 | 委員名 |
|---------|---|---|--------|------|---|---|--------|
| (14)会長 | ○ | | 立部 正則 | 6 | ○ | | 岩永 久司 |
| (13)副会長 | ○ | | 前田 裕男 | 7 | ○ | | 前田 稔 |
| 1 | ○ | | 島田 満 | 8 | ○ | | 福島 晴人 |
| 2 | ○ | | 福田 タエ子 | 9 | ○ | | 藤 俊信 |
| 3 | ○ | | 庄山 嘉 | 10 | ○ | | 円田 スマ子 |
| 4 | ○ | | 淵ノ上 隆司 | 11 | ○ | | 山口 俊彦 |
| 5 | ○ | | 桑原 寛三 | 12 | ○ | | 福田 君雄 |

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第10回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。今年は長雨による天候不順が続いていましたが、最近の晴天続きにより、なんとか稲も持ち直しているようです。かえって、温暖化によるウンカの発生も危惧されるようです。田の見回りにより、消毒が必要な箇所も出てくるかも知れません。

また、九州電力による太陽光発電の買い取りが中止されるというニュースも発表されています。県へも確認しましたが、既に契約をされたものは良いようですが、計画段階のものは除外となるようです。

さらに、農業委員会の制度改革についてですが、この改革は計画であって国会にどのような内容で上程されるか、未だ判りません。こちらも、気をつけて見守っていかねばならないと思います。施行も、佐賀県では今年7月に12市町で選挙がされています。別にも2町村ぐらいは終わり、佐賀県の3/4ぐらいは終わっています。その任期の問題もあります。

本日の議案は、その他の項で農地パトロールがあります。日程調整等に総会后時間を割かなければなりませんので、宜しくお願いします。

○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、7番(前田)・8番(福島)委員にお願いします。

○議 長

日程第二 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1番ですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

今回の申請は、譲受人が現在戸矢で木材加工業をされておりますが、借地ということもあり家主から返却の申し出があっており、今回、北東の〇〇番地の宅地に住居を建設される予定です。住居の近くでの作業場を検討された結果、今回の申請となっております。作業場のトイレは汲取り式で、雨水等については道路側溝への排水を計画されており、許可することに問題は無いと思われま

○議長

次に確認委員の説明をお願いします。

○1番

対象農地は、〇〇地区です。中央部は既に宅地化しており、問題ないようです。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第5条の申請1番について許可することに、賛成の方の挙手を求めます。全員賛成により、農地法第5条の申請1番は、許可相当として、県知事に意見書を提出いたします。続きまして、議案第 1号 農地法第5条の許可申請2番についてですが、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請は、現在〇〇でデイサービスをされている申請者が、施設の増築を検討されております。現況がカーテンで仕切った相部屋であるため、今回増築し、利用者の生活環境を改善するために計画されております。排水については、既存の合併浄化槽への接続となっており、許可することに問題はないと思われま

○議長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○2番

申請農地は、○○地区にあります。農地の地目ですが、現況は既に庭として利用されています。細長い土地であり、農地に復田出来るような土地でもなく、問題ありません。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第5条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条の申請2番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の3番を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地は、まず、貸出人である○○さんが現在行方不明ということで、息子である△△さんが不在財産管理人として選任されています。その△△さんも伊万里市在住ということで耕作が難しいため、□□さんとの賃貸借による太陽光232枚を設置する計画です。この申請地は、一筆ごとに段差(高さ)があります。排水については、自然流下となっております。太陽光発電をするにあたり、周囲の方々にも同意を得ており、許可することに問題ないと思われまます。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○3番

申請地は、○○地区です。集落のはずれに位置しており、起伏も激しく田や畑の現状は荒地となっており、復田は困難だと思います。水利についても問題ないと思われまます。

○事務局

本申請地について事務局で現地を確認したところ、階段状の農地の排水が掛け流しの状況です。唯、排水施設がありませんし、石垣も一部壊れています。豪雨時に対応できなくなる可能性が高いと判断し、排水施設の新設を条件としております。

農地法上は問題が無いのですが、この問題がありましたので、周囲の方々の設置同意を取って頂いています。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○5番

太陽光を設置する床は、バラスですか？

○事務局

そうです。

○議長

他に質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。但し、事務局からの条件の承諾が前提です。

農地法第5条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請3番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

第2号第1番の議案書をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農地利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、要請するものです。

～～議案書の朗読～

今回、利用権の設定議案ですが、先月総会において地権者から佐賀県農業公社に売渡しを行ったものになります。今回、農業公社から〇〇さんへの所有権移転となっております。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手を持って質問してください。

○議 長

質問が無いようですので、採決に移ります。

議案第2号 第1番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第2号 1番は承認されました。承認を得ましたので、農業経営基盤強化促進法13条第1項の規定により、町に農地利用集積計画を作成するよう、要請することに致します。

○事務局

前回の総会で宿題となっておりました、形状変更について確認致しましたので、報告します。ため池と形状変更地との判り易いカラーの計画図面も提出させましたので、ご覧下さい。右下の青色部がため池です。形状変更は、下流部の沈砂地から作成し、下流に泥土が流れないように計画されています。また、工程表が3年分提出されています。毎年8月に、業者が事進捗状況を朱で記入し、図面と連動させて委員さん毎が内容確認して頂けるように報告をされます。その時点で、現地でも確認して頂くことを予定しています。

通常は許可から3カ月程度で変更工事が完了しますが、この案件では3カ年計画となっています。但し、長期計画については、協議すれば良いようになっております。事務局と致しましても、荒廃地が農地として機能復元できることは良い事だと考えています。

○議 長

只今、事務局から説明された内容でよろしいでしょうか？毎年1回は監視をすることとご理解下さい。

それでは、議案第3号の、農業振興地域整備計画の変更についての説明を、事務局からお願いします。

○事務局

先ず、お手元の別紙資料をご覧下さい。

～～資料の説明～

只今説明しましたが、農業振興地域整備計画の除外及び編入の変更となります。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

地区ごとの表示した図面が無いと、委員さん方が地区設定の是非が判断し難い。詳しい図面は不要だと思うが、位置関係が判り、判断出来るような図面を、次回総会に事務局で準備して欲しい。各委員さん方が自分の地区を掌握出来るようにして欲しい。

○事務局

今回の除外については、荒廃調査等での確認していただいている部分での除外(畑等)が主な内容となります。町全体ということで地区の把握となると難しくなるため、個別でデーター等の確認でお願いしたいと思います。

○議 長

他に質問ないでしょうか。ないようでしたら採決を行います。本審議について、承認される委員は挙手をお願いします。全員賛成ですので、農業振興地域整備計画の変更について原案とおりの決定いたします。

その他の項の 農地パトロールについて、事務局より、説明をお願いします。

○事務局

昨年より、皆様に農地パトロールをお願いし、耕作放棄地等の確認をして頂いております。今年度は、別紙資料にて、各班毎に日程等を計画して頂いておりますが、総会終了後、各班毎で再度日程確認及び集合場所を決定して頂きたいと思っております。尚、雨天時の取り決めもお願いします。

○議 長

以上で、本日の日程は全部終了しました。
平成二十六年第10回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は十一月四日(火)の予定です。

総会 15時45分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 7 番

署名 8 番

書記 木寺 正文